

■令和8年度の介護保険料(令和8年4月改定)※第1・2・4・5段階の前年の合計所得金額：80.9万円→82.65万円に変更

住民税		前年の合計所得金額など	保険料段階(保険料率)	保険料年額(月額(約))
本人	世帯			
● 非課税	● 非課税	老齢福祉年金を受給している方 生活保護を受けている方	第1段階(基準額×0.285) 第2段階(基準額×0.485) 第3段階(基準額×0.65) 第4段階(基準額×0.90) 第5段階(基準額)	18,981円 [1,581円] 32,301円 [2,691円] 43,290円 [3,607円] 59,940円 [4,995円] 66,600円 [5,550円]
		●●82.65万円以下の方		
		●●82.65万円を超えており120万円以下の方		
		●●120万円を超えている方		
		●●82.65万円以下の方		
● 課税	● 課税	前年の合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得を控除した金額と課税年金収入額の合計	●●82.65万円以下の方	第6段階(基準額×1.05)
		●●82.65万円を超えている方	第7段階(基準額×1.10)	
		●●80万円未満の方	第8段階(基準額×1.35)	
		●●80万円以上125万円未満の方	第9段階(基準額×1.60)	
		●●125万円以上200万円未満の方	第10段階(基準額×1.70)	
		●●200万円以上300万円未満の方	第11段階(基準額×1.90)	
		●●300万円以上400万円未満の方	第12段階(基準額×2.05)	
		●●400万円以上600万円未満の方	第13段階(基準額×2.20)	
		●●600万円以上1,000万円未満の方	第14段階(基準額×2.35)	
●●1,000万円以上1,500万円未満の方				
●●1,500万円以上の方				

※合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方式が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※令和8年度介護保険料の特例

令和8年度の65歳以上の人の介護保険料に限り、令和7年度税制改正の給与所得控除の最低保障額引き上げの影響により所得段階が変わる可能性がある人は、合計所得金額の算定および住民税課税・非課税の判定において税制改正前と同様の判定となるよう調整します。そのため、令和8年度の税法上は住民税非課税となった場合でも、介護保険料に関しては住民税課税とみなす場合があります。くわしくは窓口へお問合せください。